

令和6年度東京都児童相談体制等検討会 第1回（区部）

<議事要旨>

1 会議概要

（1）開催日時

令和6年7月26日（金）午後2時00分から3時30分

（2）開催方法

対面開催

2 議事内容

（1）児童相談体制における現状把握のための調査結果

都事務局より資料「児童相談体制における現状把握のための調査結果」に基づき説明

（2）調査結果をふまえた今後の取組の方向性

都事務局より資料「調査結果をふまえた今後の取組の方向性（案）」、資料編「合同研修の進め方」に基づき説明

（3）今後の児童相談体制等検討会の進め方

都事務局より資料「今後の児童相談体制等検討会の進め方（案）」に基づき説明

【主な意見交換等】

① 業務の標準化

- ・ 「児童虐待相談等の連絡・調整に関する基本ルール（東京ルール）」だけでなく、「子供家庭支援センターと児童相談所の共有ガイドライン」も含めての検討が必要。児童相談所（以下、「児相」）設置区には独立性があり、その区の中で区児相と子家センのやりとりでは、独自のやり方ができるかもしれないが、例えば、区児相から他の地域へ家庭復帰や転居をするケース、またその逆において、どのようなルールに基づいて対応するかということの確認や認識のすり合わせは必要。

② 個別ケースに係る専門性向上

- ・ 「ケース対応の事例を収集し、共有できる仕組み」について、現時点でイメージがあるか。

（都回答）

データベースのような形で事例を共有し、検索機能等の利便性の高い機能を付し

たシステムの構築を図りたい。

- ・ 「専門相談を受け付ける窓口の設置」に関して、例えば、重大事案が発生した場合に児相がとる対応について、オール東京でバックアップしながら、守り支えることが必要。緊急時にも、臨機応変に相談可能な機能となるとよい。
- ・ 弁護士など各自治体で配置している専門職について、専門職種での情報共有や助言をし合えるような仕組みを作ることが都全体の児童相談体制にとって重要。

③ 人材育成の共同推進

- ・ 都と区が連携し、共に質を高められる研修が必要。また、各区の実情を踏まえた研修もあると良い。合同研修の実施に当たり、都側で重視したいことや特色などあるか。

(都回答)

顔の見える関係づくりを目指したい。座学だけでなく、実践的な研修などを通じて、職員同士が直接やり取りする場面を設けるなど、区市町村と都の垣根を超えた関係を築くことが重要。

- ・ 子供家庭支援センター（以下、「子家セン」）と児相の合同研修も必要だが、専門性を向上させるためには、母子保健部門や教育関係など、ケースワークにおいて一緒にチームを組んで対応している関係機関とも実施することが必要。

④ 子家センの体制強化と連携強化

- ・ 児童虐待への対応以外に、予防的措置により虐待を未然予防することが重要。こども家庭センターへの移行に向け、母子保健部門と具体的な検討を進めているが、児童福祉部門と母子保健部門の一体的な融合を図るのには難しさがある。都において、母子保健部門に対して、どのようなアプローチをしているのか。

(都回答)

都は、令和3年度から「予防的支援推進とうきょうモデル事業」を実施。3区1市をモデル自治体として取り組みを進める中、子家センと母子保健部門とのチームビルディングには、ある程度の期間が必要であることが分かった。期間を費やすことで、両者の一体的な相談体制や仕組みが浸透し、事業成果が現れている。児童福祉部門と母子保健部門の一体的運営は一足飛びにはいかないと認識しているが、引き続き各種事業を通じて働きかけをしていきたい。

- ・ 母子保健と児童福祉の関係は、お互いが拠り所としている法律や制度を学び合うことが必要。そもそも土俵が違うことを認識したうえでないと進まない。

⑤ ケアニーズの高い児童への専門的な支援

- ・ 地域におけるパーマネンシー保障が求められる中での心理職の専門性発揮が困難とのことだが、どういう状況か。

(都回答)

今回実施した調査において、子家セン心理職の多くが一ケースワーカーとして対応をしていると把握した。地域における専門性の発揮については、例えば、一時保護に至る前に子家セン心理職として、PCIT や CARE (ケア) 等の心理療法やグループ活動などを通じて、親子が地域の中でいつまでも安心して生活できるような専門的支援を担えるようになることと考える。心理職向けの研修も実施していきたい。

- ・ 都児相センター治療指導課が中心となって構築する医療機関とのネットワークについて、精神状態が不安定な児童が、保護所や施設等で生活が困難な場合に、区児相から何らかの形で治療指導課に状況説明し、病院への入院などの手続きを踏んでくれるシステムを構築してもらえるよう期待したい。

(都回答)

現在、治療指導課では、小児精神科病棟を持つ医療機関とネットワークの構築に向けた取組を開始している。区立児相からの依頼で区児相担当の児童を入院から退院まで一貫して都治療指導課が担うというのは難しいと思うが、区児相のケースワークの中で、治療指導課がこのネットワークを活用して入退院などの支援に関われるよう検討したい。

⑥ 今後の児童相談体制等検討会の進め方

- ・ これだけ多岐に渡る課題を一緒になって解決しないとならない、ということを受け止めた。今後の検討に当たっては、最終的に現場職員の負担にならない仕組みとしていただきたい。また、適宜検討状況の共有をお願いしたい。